

各務原市制施行60周年記念事業における冠等の使用に関する取扱要綱

(令和5年2月15日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市制施行60周年を記念する事業に使用する冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠等)

第2条 使用する冠は、次に掲げるものとする。

- (1) 各務原市制施行60周年
- (2) 市制施行60周年
- (3) 各務原市制施行60周年記念
- (4) 市制施行60周年記念
- (5) 各務原市制施行60周年記念事業
- (6) 市制施行60周年記念事業
- (7) 祝 各務原市制施行60周年
- (8) 祝 市制施行60周年

2 使用するロゴマークは、別図のとおりとする。

(対象事業)

第3条 冠等の使用の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 各務原市（以下「市」という。）が行う事業
- (2) 官公庁又はこれに準ずる団体が行う事業
- (3) 市内に活動拠点を有する個人、団体又は企業が行う事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(使用期間)

第4条 冠等を使用することができる期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、第6条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）が冠等を使用することができる期間は、当該承認を受けた期間とする。

(使用の申請)

第5条 冠等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、各務原市制施行60周年記念冠等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市が参画する実行委員会等の事務又は事業において使用する場合
 - (2) 市の後援を受けた事業で使用する場合
 - (3) 国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が広報の目的で使用する場合
 - (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
 - (5) その他市長が適当と認める場合
- (使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、冠等の使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用若しくは品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 政治、特定の思想又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体等の売名に使用されるおそれがある場合
- (5) 営利目的として使用されるおそれがある場合
- (6) 自己の商標、意匠等として独占的に使用されるおそれがある場合
- (7) 公益性又は公共性のない活動に使用されるおそれがある場合
- (8) 市の実施する事業を妨げるおそれがある場合
- (9) 各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が実施する事業に使用されるおそれがある場合
- (10) その他市長が使用について不相当と認めた場合

2 市長は、冠等の使用を承認するときは、各務原市制施行60周年記念冠等使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。

3 市長は、使用を承認しないときは、各務原市制施行60周年記念冠等使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 冠等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、別に定めるデザインマニュアルに従い適切に使用すること。
- (2) ロゴマークについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登

録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録等、知的財産に関する一切の権利を設定し、又は登録しないこと。

(3) 冠等の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

2 承認使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた使用目的及び使用方法のみに使用すること。

(2) 前条第2項の規定により付された条件に従うこと。

(使用料)

第8条 冠等の使用料は、無料とする。

(使用状況報告)

第9条 市長は、使用者に対して、冠等の使用状況について資料の提出又は報告を求めることができる。

(使用の是正及び承認の取消し)

第10条 市長は、第7条第1項又は第2項の規定に反すると認めるときは、使用者に是正を申し入れることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認使用者の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による申入れを行った後、是正される見込みがないとき。

(2) 第7条第1項又は第2項の規定に反すると認める場合で、緊急を要するとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、各務原市制施行60周年記念冠等使用承認取消通知書（様式第4号）により、承認使用者に通知するものとする。

4 第2項の規定により使用の承認を取り消された者は、直ちに冠等の使用を停止しなければならない。

5 市は、第2項の規定による取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負わないものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第11条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、市に帰属する。

(責任の制限)

第12条 使用者（第5条第1号及び第2号の事由により使用する者を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、冠等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第13条 使用者は、冠等の使用に起因する問題により、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条及び第13条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別図（第2条関係）



年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地

申請者 名称

代表者職氏名

各務原市制施行60周年記念冠等使用承認申請書

各務原市制施行60周年記念冠等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用冠等	<input type="checkbox"/> 冠 <input type="checkbox"/> ロゴマーク	
事業名		
事業目的		
事業内容		
使用方法		
使用期間	年 月 日～ 年 月 日	
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	
	E-mail	

※申請者の事業内容が分かる企画書等（実施要項、パンフレット等）を添付してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市制施行60周年記念冠等使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市制施行60周年記念冠等の使用について、
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 承認内容

承認番号 第 号

事業名

使用期間 年 月 日～ 年 月 日

2. 承認条件

- ・申請内容のとおり使用すること。
- ・各務原市制施行60周年記念事業における冠等の使用に関する取扱要綱第7条第1項の規定を遵守すること。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市制施行 6 0 周年記念冠等使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市制施行 6 0 周年記念冠等の使用について、
下記のとおり不承認としたので通知します。

記

不承認の理由

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長 印

各務原市制施行60周年記念冠等使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した各務原市制施行60周年記念冠等の使用について、下記のとおり使用の承認を取り消しましたので通知します。

記

1. 承認番号
2. 取消理由